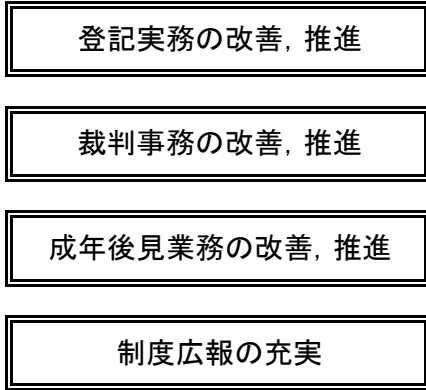


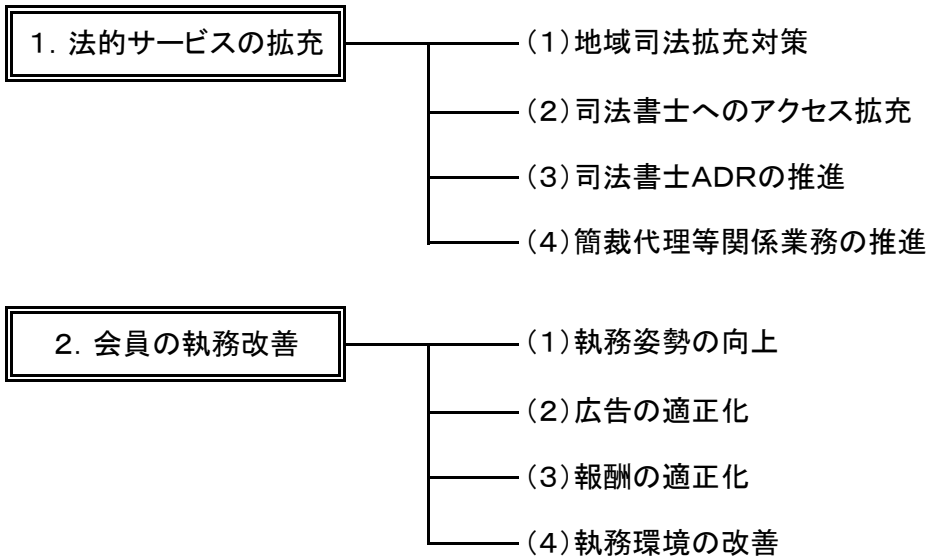
平成22年度 事業計画の概要

<司法書士制度及び業務の推進のために特に重点とする事業>

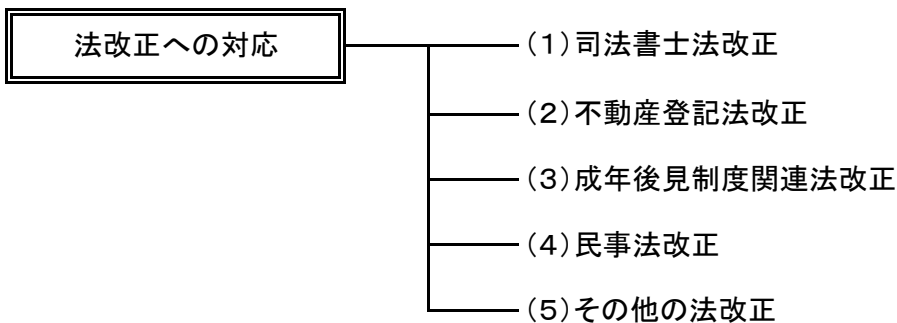
<司法書士業務拡充のための事業>



<単年度事業として特に強化、推進する事業>

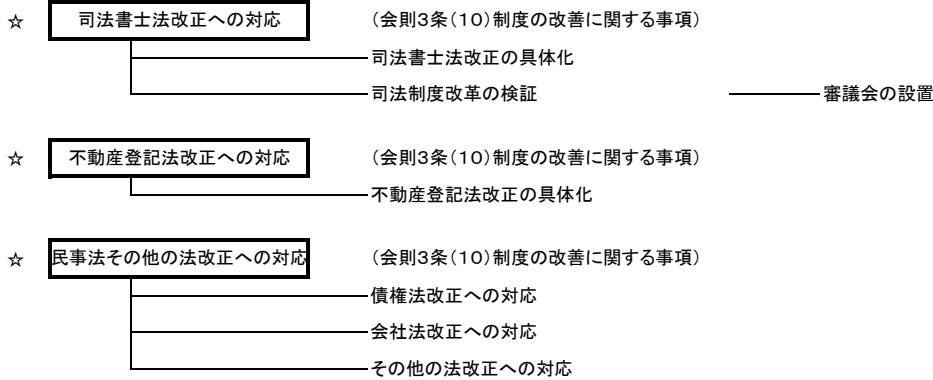


<法制度に関する推進事業>

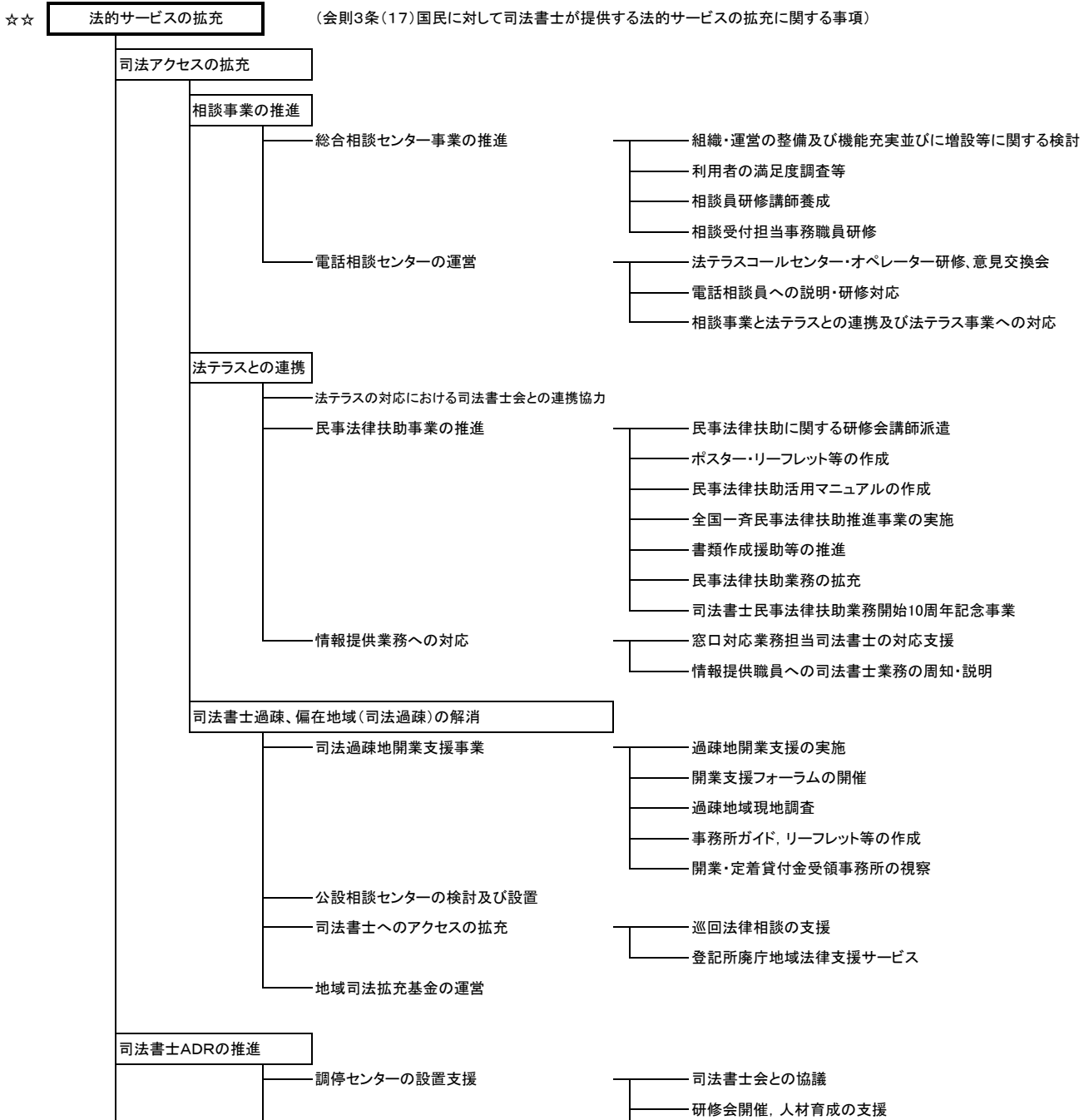


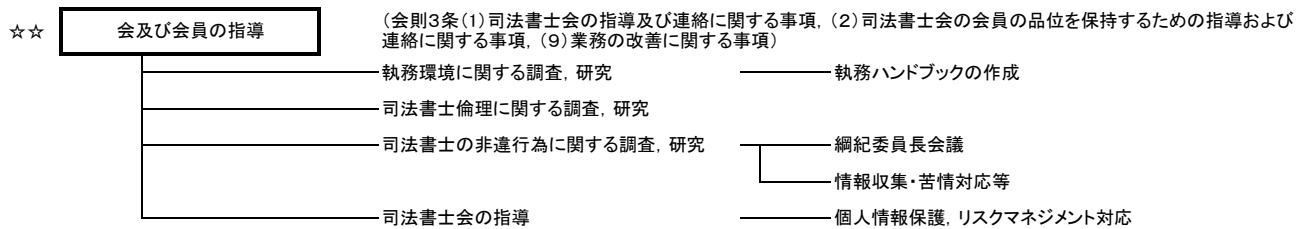
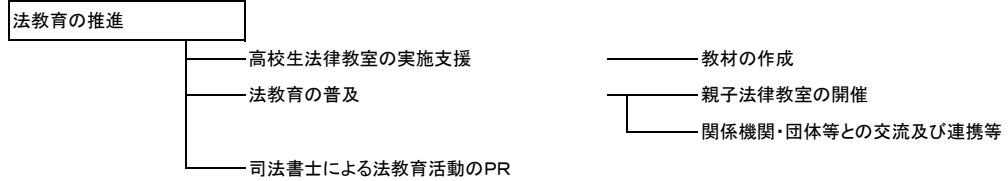
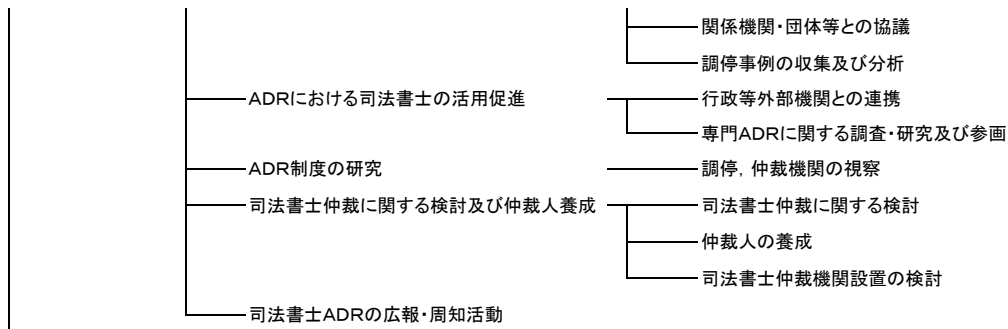
平成22年度事業計画の概要

法制度に関する推進事業

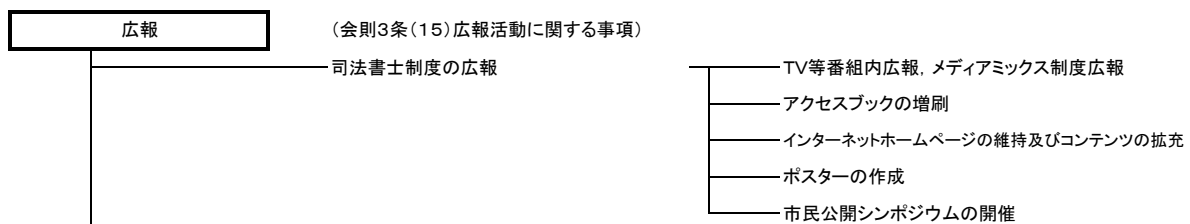
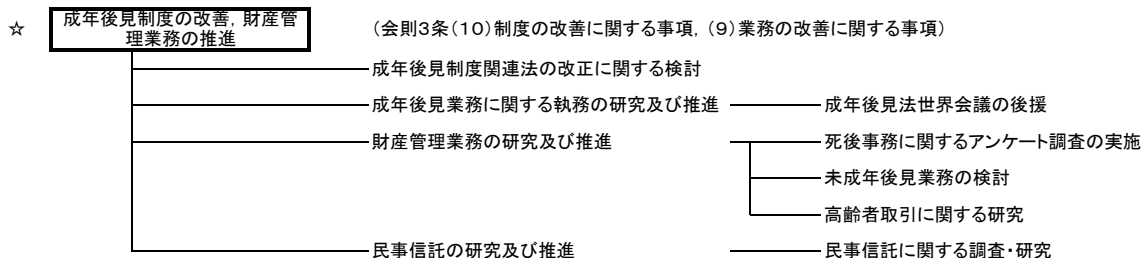
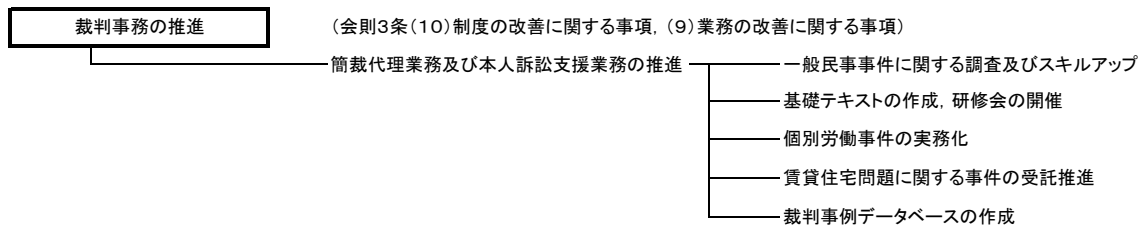
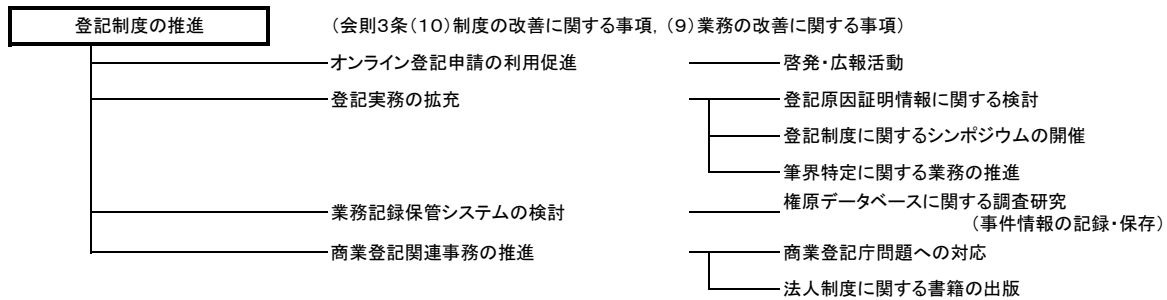


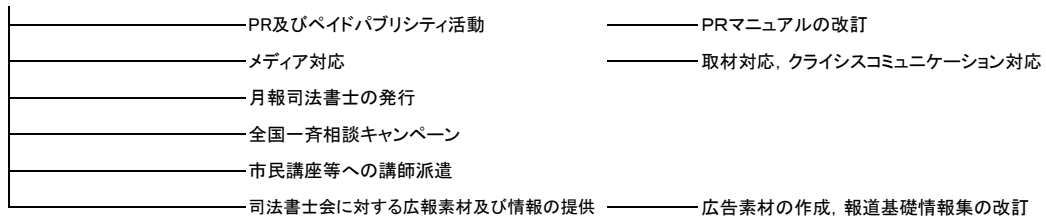
単年度事業として特に強化、推進する事業



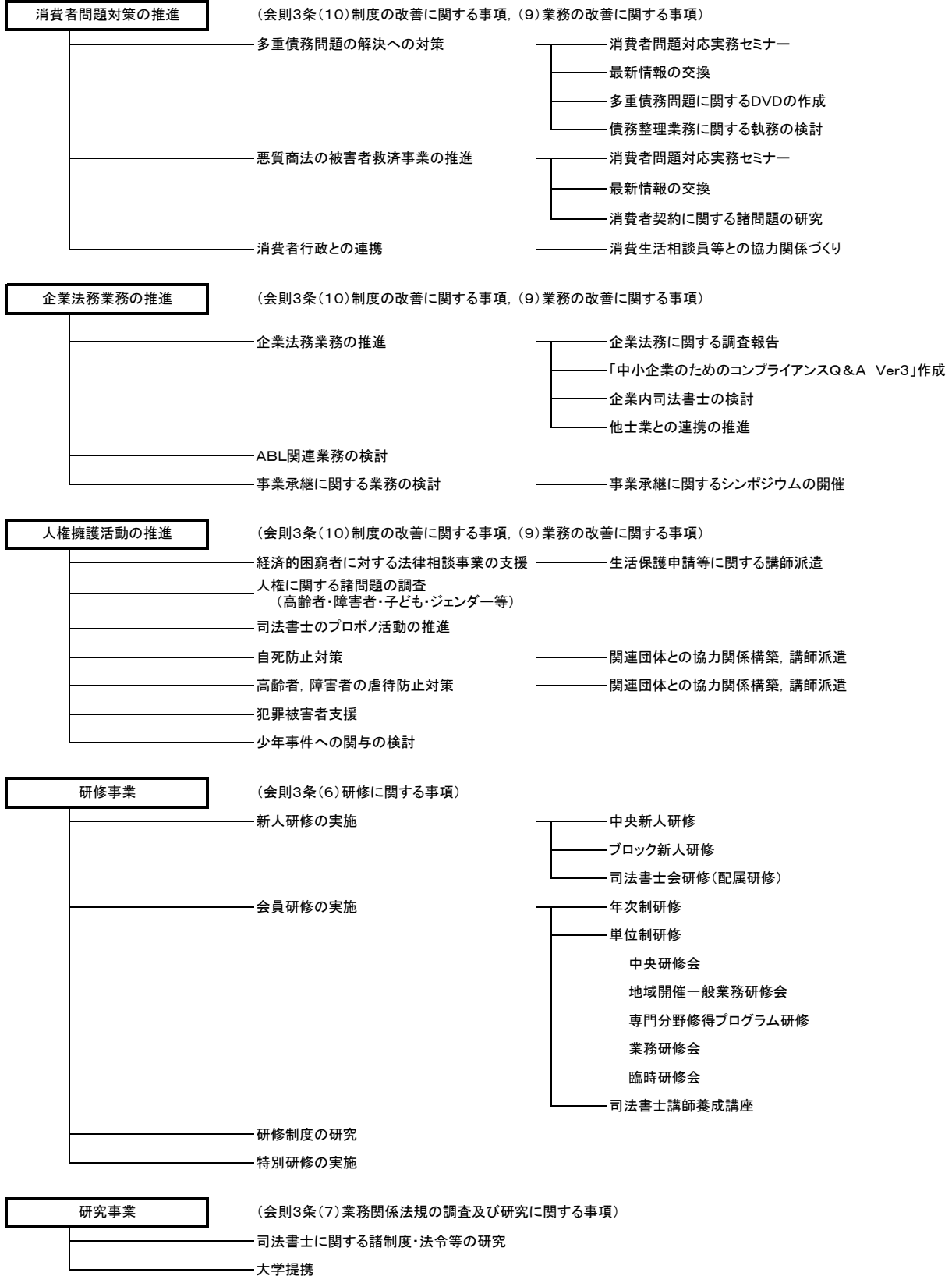


司法書士業務拡充のための事業





一般事業



組織、財政の改革

(会則3条(18)其他連合会の目的を達成するために必要な事項)

- 組織機構の改善の検討
 - 選挙制度の改革検討
 - 委員会等の改革検討
 - 財政改革の検討
- 事業の効率化
 - 委員会、対策部間の情報交換

統計に関する事務

(会則3条(12)統計に関する事項)

- 司法書士に関する統計資料の入手及び提供
 - 司法書士白書の発行
- 統計データの分析

会報の発行

(会則3条(14)会報の編集及び発行に関する事項)

国際交流事業

(事務執行規則12条(4)渉外事務及び交際に関する事項)

- 各国の団体との交流
 - 日韓学術交流会、中日民法研究会、ローエイシア大会、台湾地政士記念式典
- 法支援事業
 - 中国、ベトナム、ウズベキスタン、カンボジア

司法書士史の発行

災害対策及び危機管理

- 市民救援活動
 - 災害対策マニュアル等の作成及び改訂
 - 地域ネットワーク作り推進
 - 市民救援活動のためのリーフレット等の作成
 - 市民救援基金の運営

認証局の運営

(会則3条(5)司法書士資格の電子証明書の発行に関する事項)

登録事務

(会則3条(3)司法書士の登録に関する事項)
(会則3条(4)司法書士法人の届出の事務に関する事項)

- 司法書士登録事務
- 司法書士法人の届出事務

業務賠償責任保険事務

(会則3条(11)司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事項)

- 事故に関する協議及び審査

情報公開に関する事務

(会則3条(16)情報の公開に関する事項)

情報システムの管理・運営

- NSR2の整備・再構築
- 情報共有の促進並びに管理の強化
- テレビ会議システムの活用

**事務執行規則第14条に定める
常務**

- 総務部門
- 財務部門
- 企画部門
- 司法支援部門
- 研修部門
- 広報部門

平成 22 年度 事業 計画

1. 司法書士制度をより利用しやすい制度とするために

司法書士制度は、平成14年司法書士法改正以後、高い社会的評価を得るようになった。

これは、簡裁訴訟代理等関係業務を始めとし、成年後見制度における活動さらには不動産登記における本人確認情報の提供制度並びに登記原因証明情報の必要的添付を通じて、多くの司法書士が誠実に業務を行い、市民に密着した法律家として活躍している証左であろう。一方、多重債務問題の解決にあたり、一部で厳しい声もあり、法改正後の7年間を検証する必要がある。

また、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務については、多くの改善すべき点が見られることも事実である。そもそも簡易裁判所における訴訟のあり方とは何か。司法書士に簡裁代理権が与えられたのは何故か。これらの基本的な部分を再度考え、簡易裁判所における一般民事事件及び調停事件のより一層の推進を図り、全会員に定着させる必要がある。

債務整理業務における司法書士の活躍が目覚ましい一方、業務に関係した不祥事が起きていることも事実である。これらの状況に対して、前年度、連合会では、「市民に開かれた司法書士会」を目指し、「市民さぼ一と相談」の実施を司法書士会に呼びかけた。このような動きは一度限りのものでなく、司法書士会の相談窓口、苦情の対応窓口において、いつでも適切に対応することが司法書士制度の信頼のためには不可欠であると考ええる。

また、これらの問題改善については国会でも取り上げられており、執務に関する指針や広告のガイドライン、報酬に関する規制など、公正取引委員会と協議する必要があるが、会員を指導する基準づくりも進めなければならない。さらに、全会員を対象としたこれらの問題に関する研修会も開催しなければならない。

一方、懲戒制度に関する議論が盛んになってきた。平成14年司法書士法改正あるいは平成16年不動産登記法改正前の執務状況に対し、法改正後の法律を適用し、懲戒処分がなされる等の現状があり、懲戒制度を見直す必要がある。現在、法務省との協議を継続して行っているが、早急に改善をしていくとともに自主懲戒も視野に入れた懲戒制度のあり方を示す時期にきていると考える。

登記事件の減少及び多重債務事件の急増等の影響により、登記業務に関わる司法書士が少なくなっていること、とりわけ新人の登記離れが進みつつあることが言われて久しい。登記業務はいうまでもなく司法書士の中核業務である。不動産登記法の全面改正が施行されて5年が経過することになるが、今一度登記原因証明情報や本人確認情報制度における司法書士の執務実態を把握し、その実績を検証するとともに、不動産登記実務の充実に力を入れる必要がある。商業・法人登記においては、企業法務との関わりも含めて、その関与率を上げるべく様々な施策を行っているが、引き続きその充実に向けた執行に積極的に取り組みたい。

全国にあまねく存在していると言われる司法書士も都市偏重の兆しは否定することができない。この状況が続けば、司法書士制度の根幹を揺るがす事態になると考える。全

国の国民が司法書士のサービス提供を受けられるシステムを構築する必要がある。

成年後見制度を始めとする家事事件における司法書士の活動は、目覚ましいものがある。このように司法書士の業務が変わりゆくなかで、当然のことであるが、司法書士法の改正を視野に入れた事業執行を行わなければならない。利用者の視点で、『使いやすい司法書士制度とは何か』を考えた司法書士法の改正を推し進めていくことが必要であり、平成14年司法書士法改正の際の衆議院・参議院の附帯決議の実現を中心とし、研修制度のあり方、懲戒制度の改善等も含めた法改正が実現するように、個々の具体的事業を行っていききたい。

2. 連合会の組織として

平成23年6月で会員業務整備・地域事業推進等特別会計の会費徴収が終了する。これを、連合会事業を見直す契機として、ここ数年をかけて財政のあり方について検討してきた。

財政及び組織全体の見直しを進め、できることから着手していく必要がある。また、会議方法や委員会の運営等の改善もしなければならない。

財政の中で大きな問題のひとつに、司法書士認証局がある。認証局の運営には、年間約1億円が必要であるが、ここ数年のうちに認証局システムの更新も必要となる。更新には、認証局設置当初の見込みと大きく異なり、その立ち上げ時と同様の数億円規模の費用支弁を要することが明らかとなった。どのようなシステムにするのか、他士業団体との合同認証局の可能性はあるかなど、検討のうえ決定すべき事項は多く、それによって負担すべき費用も異なる。どの方法によるにしろ、多額の費用が必要になることは間違いない。この費用をどのように捻出するのかは大きな課題である。

ところで、連合会と日本司法書士政治連盟、司法書士会と単位政治連盟の関係について問題提起がされている。これについて連合会では、検討チームを組成し検討を続けている。政治連盟や司法書士会等と意見交換しながら、今後の方針について考えていきたい。

事務局職員の数も増え、法テラスや消費者委員会に対する職員の出向など、その管理がこれまでになく難しくなっている。人事面だけでなく、情報の管理という点においても、事務局体制を整える必要がある。

また、現在、常勤役員は、専務理事と常務理事の2名体制となっているが、常勤役員の業務が広がっており、常勤役員の体制を強化すべきという提案は以前からあったが、実現に至っていない。そこで、今年度は、規則等を改正し、臨時常勤役員をおくことを考えている。なお、これまで「常勤」の定義が明確でなかったが、これを契機に規定化することを検討している。

3. 社会全体の中で

債権法及び会社法の改正が審議されている。また、成年後見制度は施行から10年が経過し、ADR法も3年が経過するなど、それぞれ見直しの時期にきている。さらに、多くの法律が改正され、新しい法律も生まれている。

そのすべてに対応することはなかなか難しいが、できる限り法改正等にコミットして

いきたい。

司法書士と言えば登記業務であることは今も変わらないのであろうが、少しずつ社会の認識は変わってきていると思われる。ボランティア的に債務整理業務を手掛け始め、成年後見業務を本格的に業務とし、生活保護や自死対策、高齢者や障害者等の虐待防止など司法書士業務に近いところにあった業務、あるいは本来は司法書士業務であったが行っていなかった業務を手がけるようになってきている。

司法書士を権利擁護の担い手とするためには、この流れをさらに推進することが重要であると考えている。

4. 基本方針

以上のような問題意識及び観点から、今年度の事業計画は、次のような方針とする。事業計画策定にあたっての考え方としては以下のとおりである。

1. 特に重点とする事業を決め、事業にメリハリをつける。
2. 会則及び規則等に準拠した事業を行い、その無用な拡大を防ぐ。
3. 対策部、委員会間の情報交換を活発にし、事業の効率を上げる。
4. 統計の収集及び分析をする。

具体的な事業の重点項目は以下のとおりである。

○司法書士業務拡充のための事業

- 登記実務の改善及び推進
- 裁判事務の改善及び推進
- 成年後見業務の改善及び推進
- 制度広報の充実

○単年度で特に強化、推進する事業

- 国民に対する法的サービスの拡充
- 会員の執務姿勢の向上などの執務改善

○法制度に関する推進事業

- 司法書士法改正への対応
- 不動産登記法改正への対応
- 債権法その他の法改正への対応

第1 法制度に関する推進事業

1. 司法書士法改正への対応

数年内には司法制度改革の検証及び見直しがなされるものと予想され、当然のことながら、改革の一端として司法書士に簡裁訴訟代理権等を付与した司法書士法改正についても、その俎上にあげられることとなる。

次期司法書士法改正が国民のための制度として前進するものとなるように、司法書士界内外の現状を十分に把握した上で、司法書士の実績及び有用性等を根拠とした説得力ある制度永続のための政策立案が求められる。

なお、その論点は多岐に及ぶことから、会内の意思統一のプロセスを重要視しつつ、次期司法書士法改正の実現に向けて取り組んでいきたい。

まずは、「次期司法書士法改正大綱（案）」の検討を進め、次の段階として次期司法書士法改正要望を具体化すべく、外部有識者等からなる司法書士制度に関する審議会等を設置し、客観的な視点から意見を求めるなど、議論を深めていく。

対外的活動としては、政党及び国会議員等への説明及び陳情にかかる対応と法務省及び最高裁等への説明及び協議又は打合せへの対応を図る。また、会内周知活動としては、司法書士会及び会員の司法書士法改正に対する意識を醸成し、会内の議論を高めるため、司法書士会からの要請に基づき説明会及び研修会に対応していく。

さらに、司法書士会及び会員に対する情報発信を、司法書士会あて文書による通知のほか、月報司法書士やNSR. 2等を利用するなどして、適宜進めていく。

2. 不動産登記法改正への対応

前年度の検討に引き続き、登記原因証明情報制度及び本人確認情報提供制度に内包する課題及び改正の必要性についてさらに掘り下げて検討を行う。また、併せて登記原因証明情報及び本人確認情報の利用実態を調査し、現状の司法書士実務における「記載内容の充実」及び「適正かつ積極的利用」の深まりの度合いを把握するとともに、以下のとおりの検討を行い法改正の大綱策定に着手する。

登記原因証明情報については、登記原因証明情報における司法書士の関与を不動産登記法に明定する場合の規定の骨子及び不動産登記法第61条とその関連条項を含めた全体の枠組みを検討する。

その前提として、①不動産登記法上認めるべきとしている「登記原因証明情報の作成権限」と司法書士法における「法律関係文書の作成権限」との関係、②不動産登記法上認めるべきとしている「登記原因証明情報の作成権限」と司法書士法における「登記原因の調査、確認等業務の明定」との関係、③上記①、②の検討を踏まえたうえでの登記原因証明情報の作成権限の定義付け、特に現行法における当事者が作成した処分証書あるいは報告書形式の登記原因証明情報との相違について検討する。

なお、検討にあたっては、オンライン申請の促進に寄与することを視野に入れ、かつ現行のオンライン申請制度における特例措置といわゆる完全オンライン申請との併存について、そのあり方も含めて検討する。

その他、登記原因証明情報の閲覧制度と権原調査制度についても理論的に整理すべく

検討する。

また、本人確認情報提供制度については、「登記識別情報」、「事前通知」及び「本人確認情報」における序列を見直して、登記識別情報の提供と本人確認情報の提供を並列的選択制度にした場合の不動産登記法第22条、第23条及び不動産登記規則第72条等の改正内容の骨子及びその他の関連条項を含めた枠組みを検討する。

3. 民事法その他の法改正への対応

司法書士界内における民法改正議論を高め、平成21年11月24日より開始された法制審議会民法（債権関係）部会の情報を収集し、また、外部団体のシンポジウム及び講演会等に出席し、債権法改正の動向を探りながら、引き続き各論点について研究を重ね、一定の提言をまとめる。また、債権法分野のみならず、財産法分野全体の改正議論についても対応すべく、併行して研究及び提言を行う。

法改正の論点を研究するにあたり、民法学者を交え意見交換を行う。また、法務省、経団連、商工会議所等各種団体との意見交換会を開催し、債権法改正に関する各団体の意見を広く取り入れる。

また、債権法改正の動向をわかりやすく会員に提供する手段として、実務上の問題点、変更点等を解説した冊子の作成を目指し、その準備段階として論点整理を行う。

なお、法改正への意見書作成と併行して、司法書士会、学識経験者及び関連団体等との意見交換会の開催や解説書の作成を検討するとともに、民事法の改正につき適宜対応する。

第2 単年度事業として特に強化、推進する事業

1. 法的サービスの拡充

(1) 相談事業の推進

【総合相談センター事業の推進】

司法書士総合相談センター（以下、「総合相談センター」という。）は、事業を開始して約4年が経過するが、当初の目標の一つであった全国300カ所設置は到達できていない（現在125カ所）。法テラスや弁護士会の相談機関が増える中、市民に身近な司法書士を自負する我々にとっては、司法書士へのアクセスの基点となる総合相談センターを各地に設置して、司法書士相談への間口を広げることが極めて重要である。

今年度も前年度に引き続き、司法書士会担当者会議や各種調査等を通じて司法書士会の現状を把握し、課題及び問題点を整理した上で、必要な支援やフォローを検討し実施するとともに、全国の総合相談センターの更なる機能向上に資するべく積極的な提案を行っていく。

具体的事業は次のとおりである。

① 組織・運営の整備及び機能充実並びに増設等に関する検討

「司法書士総合相談センター事業に関する活動指針」の論点を再整理し、総合相談センターの組織・運営の整備及び機能充実並びに増設等に関して検討するとともに、司法過疎対策事業との連携を図るほか、簡裁被告事件支援（当番司法書士制度等）事業の実施に向けた検討を行う。

② 相談者の満足度調査等

相談者が満足できる総合相談センターにおける相談体制等について検討し、サービス提供等の機能充実を図るために、総合相談センター利用者に対して満足度調査を実施するとともに、相談後の相談者の対応（司法書士に対する委任にどの程度つながっているかなど）等について調査を行う。

③ 相談員研修講師養成

相談者が満足する質の高い相談の提供を継続するため、司法書士会等において相談員のスキルアップを目的とした研修会の実施が促進されるよう研修会講師を養成するための研修を行う。

④ 相談受付担当事務局職員研修

司法書士会及び総合相談センターで国民と最初にコンタクトをとるのは司法書士会事務局の相談受付担当者等であり、同担当者による適切かつ迅速な対応が法的トラブルの早期解決の一助となるほか、司法書士会及び司法書士に対する評価にもつながることから、相談受付担当事務局職員等に対し、相談者をはじめとする国民への対応方法等に関する研修を実施する。

【電話相談センターの運営】

司法書士電話相談センター（以下、「電話相談センター」という。）は、法テラス業務開始以降、法テラスコールセンターにとって最も連携度合いの高い相談機関として機能している。コールセンターから直接転送を受け、相談者の相談に即時対応しているのは電話相談センターだけであり、相談者のみならずオペレーターからの評価は非常に高い。

また、電話相談センターの設置により、法テラスを通じて国民に対する司法書士の広報につながるほか、法テラスとの関係において司法書士の存在を示す材料ともなっている。

これらを踏まえ、電話相談センター事業を引き続き推進すべく、法テラスコールセンターとの連携を維持し得る体制及び運営について検討し対応するとともに、総合相談センターをはじめとする司法書士相談機関への振り分けの増大に資する諸施策を検討の上実施していく。

具体的には、法テラスコールセンターに寄せられる相談件数及び内容等に関する情報収集、電話相談センターにおける相談実績の管理・分析、相談員からの相談情報の聴取等を通じて、随時、課題及び問題点を把握して委員会等で協議の上対応する。

また、法テラスコールセンター・オペレーターとの連携確保及び電話相談センター相談員への対応として、以下の事業を実施する。

① 法テラスコールセンター・オペレーター研修、意見交換

法テラスコールセンター・オペレーターの司法書士の制度及び業務に関する理解を深めることにより、司法書士相談機関への適切かつ確実な振り分けを確保し、またオペレーターの司法書士相談機関に対する意見及び要望等を参考として対応体制の充実及び見直しを行うべく、オペレーター研修及び意見交換を行う。

② 電話相談員への説明・研修対応

法テラスコールセンターへの対応を主たる目的として設置した電話相談センターの相談員には、通常の相談とは異なる対応が求められることから、当該相談員に対し、法テラスコールセンター及び電話相談センターの設置趣旨や、相談対応における留意点等について説明及び研修を行う。

【法テラスとの連携及び対応】

総合相談センター及び電話相談センターは、法テラスの連携相談窓口として大きな役割を果たしており、引き続き十全な連携・協力関係を維持すべく、必要に応じて法テラス本部と連合会による協議及び打合せを行うなどの対応をする。

(2) 法テラスとの連携

法テラスが業務を開始して3年半が経過し、民事法律扶助事件数は相談援助、代理援助及び書類作成援助のいずれも利用件数は大幅に増加している。

さらに、平成22年1月から導入された生活保護受給者に対する民事法律扶助立替金の償還一律猶予・免除の制度は、当該対象者の負担を軽減し、生活困窮者の司法制度利用の道を格段に広げることとなった。

長引く経済不況による社会情勢の悪化は、国民生活における法による紛争解決への需要を高め、司法アクセス拡充事業はますます重要なものになってくると考える。

連合会においては、法テラス対応をはじめとする総合法律支援事業として、多面にわたり諸々の活動を展開してきたが、今後も引き続き、司法書士会及び司法書士が法テラスと十分な連携をとり、法的サービス提供者としての責務を果たすことができる体制を整備していかなければならないと考える。

法テラスは、第2期中期目標期間を迎えるにあたり、組織基盤の再整備及び各業務運営の拡充を図っているところであり、法テラス地方事務所と連携をなす司法書士会が抱

える課題や問題点を適時に把握するとともに、現場の司法書士の視点から法テラス本部及び地方事務所の組織運営及び業務体制等に対し意見を申し述べるなど、積極的な関わりを維持すべく、地方事務所の副所長はじめとする役職員への司法書士の就任に向けた対応も進めていく必要がある。

【法テラス対応における司法書士会との連携協力】

前年度、司法書士会に対し、法テラス地方事務所との連携体制や各業務への対応における課題及び問題点等を検証するアンケートを実施し、各地の具体的な現状の把握及び詳細な情報の収集に着手したところであり、今年度は、司法書士会から寄せられた意見及び報告等を分析し、これをベースにブロック会別に法テラス担当者会議を開催し、共通の課題について協議するとともに、意見交換を通じて各地域の実情に応じた対応や改善に向けた整備を検討の上実施するなど、司法書士会との連携協力を図っていく。

【民事法律扶助事業の推進】

① 民事法律扶助に関する研修会講師派遣

民事法律扶助契約司法書士のスキルアップ及び増員等を目的とし、司法書士会等で実施される民事法律扶助関連研修会の実施を促進すべく、講師派遣などの支援を行う。

② ポスター・リーフレット等の作成

国民に対し、民事法律扶助制度及び司法書士の同業務への取組み等について説明するとともに、司法書士による民事法律扶助相談を紹介するポスター及びリーフレット等を作成して配布する。

③ 民事法律扶助活用マニュアルの作成

司法書士による民事法律扶助の活用を促進するため、各援助の受付・申込み・報告等の一連の流れについて解説するとともに、各種書式の記載例等をまとめたマニュアルを作成の上、会員に提供する。

④ 全国一斉民事法律扶助推進事業の実施

司法書士による民事法律扶助件数の増加、契約司法書士の増員、指定相談場所として指定される総合相談センターの増設等を目的とし、全国一斉に民事法律扶助推進事業として相談会を開催する。

⑤ 書類作成援助等の推進

書類作成援助は代理援助に比べて費用対効果が高く、限られた国家予算の中でより多くの国民を救済するには、事案に応じて適切に書類作成援助が利用されなければならない。司法書士は書類作成援助の主たる担い手であることから、同援助の推進につながる実務上の取扱いにおける改善点等について、法テラスに対し、積極的に意見及び提案並びに要望していくとともに、書類作成援助に関する業務マニュアルの作成等を行う。

⑥ 民事法律扶助業務の拡充

現行の民事法律扶助に関する規定では、民事裁判等手続に必要な書類の作成にかかる相談は、援助の対象とされていない。したがって、法律相談では被援助者の費用負担がないにもかかわらず書類作成相談では費用が発生するケースがある。この不均衡を是正するとともに、書類作成援助の更なる利用促進を図るため、民事法律扶助業務（援助内容）の拡充に向けた検討及び対応を行う。

⑦ 司法書士民事法律扶助業務開始10周年記念事業

平成12年10月の民事法律扶助法施行に伴い、新たに書類作成援助が追加され、司法書士が民事法律扶助事業に参画して10年が経とうとしている。

そこで、これまでの民事法律扶助制度及び業務の変遷や司法書士による活動等を振り返り、司法書士による民事法律扶助事業の更なる推進を期し、10周年記念事業を検討の上実施する。

【情報提供業務への対応】

近時、法テラスコールセンターのみならず地方事務所へのアクセスまでも急増しており、ますます高まる相談需要に応えるべく、現状の電話相談センター相談体制の更なる強化と、全国各地に設置されている総合相談センターとの連携の充実を図るとともに、あわせて以下の事業を実施する。

① 窓口対応業務担当司法書士対応支援

一部の地方事務所では、司法書士が窓口対応専門職員として情報提供業務を担っているが、司法書士の専門性を最大限活用し、適切な情報提供の実施に資するべく、現状の問題点の把握と改善に対応するとともに必要な支援策を講じる。

② 情報提供職員への司法書士業務の周知・説明

法テラスの情報提供職員（オペレーター及び窓口対応職員）の司法書士制度及び業務に関する理解を図り、適切な情報提供により確実な司法書士相談機関への振り分けが可能となるよう、司法書士に関して説明する冊子等を情報提供職員に配布するなどして周知・説明を行う。

（3）司法書士過疎、偏在地域【司法過疎】の解消

現在、法テラスにより、司法過疎対応事務所の設置及びスタッフ弁護士の確保・養成・派遣等を中心とする司法過疎対策が組織的に展開されるとともに、日本弁護士連合会において、弁護士過疎・偏在を制度的な問題と捉えた重厚な対策が組織を挙げて実施されている。また、法曹人口の拡大も徐々にではあるが進んでおり、地方における弁護士の増加が予想される。

一方、司法書士は、地方を中心とする3分の2以上の司法書士会で会員が減少していることに加え、都市部への集中傾向がみられ、次第に司法書士過疎・偏在が広がっているのが現状である。いまだ弁護士と比較してその影響は小さいとはいえ、全国津々浦々に存在することを前提に「市民に身近な法律家」を自負してきた我々にとって、アクセスポイント機能の相対的な低下は、制度的に深刻な問題である。

上記状況を十分に認識し、司法過疎対策を引き続き重点事業として、地域の実情に応じたきめ細やかで、かつ実効的な諸施策を検討の上実施していく。なお、司法過疎対策事業は今後も継続実施が必要なものであり、事業全般の整備についても検討する。

また、司法過疎対策事業の実施にあたっては、ブロック会及び司法書士会との事業連携による効率的な執行と、各地域を管轄する司法書士会及び既存会員に対する一定の配慮が必要であることから、司法書士会等との連絡を密にするほか、司法過疎対策担当者会議を通じて、現状の課題及び問題点の共通認識並びに情報共有を図る。

【司法過疎地開業支援事業】

① 過疎地開業支援の実施

司法過疎を根本的に解消するには、当該地域における司法書士の開業を促進するとともに、定着を図ることが重要であり、司法過疎地開業者に対する財政支援及び実務研修支援策等として、地域司法拡充基金に基づき司法過疎地開業支援事業を実施する。

なお、開業支援決定後に司法過疎地開業に必要な幅広い業務に対応し得る能力を習得するための実務研修のスキームについて検討し、試行的に実施する。

② 開業支援フォーラムの開催

司法過疎地開業を志す会員等に対する情報提供を目的に、開業のメリット及びデメリット等を紹介するとともに、連合会及びブロック会並びに司法書士会の担当者と直接交流し、開業にあたっての疑問や不安を解消する機会として、司法書士開業支援フォーラムを開催する。

③ 過疎地域現地調査

司法書士会及びブロック会から司法過疎と位置づけられる地域の報告を求め、連合会が主体となり司法書士会の協力を得て、当該司法過疎地の現状について、特に法的ニーズ、風土及びインフラの整備状況などの個別具体的な実情を把握するため現地調査を行い、早急な司法過疎対策が必要な地域を選定する。

なお、調査結果は、司法書士会を通じて、また開業支援フォーラムでの資料等として会員等へ提供する。

④ 事務所ガイド、リーフレット等の作成

潜在的な司法過疎地域への対応として、司法アクセスが困難な地域に設置される司法書士事務所及び司法書士法人のうち、「廃業を予定しており事務所の承継を希望している」、「共同事務所又は合同事務所等のパートナーを募集したい」、「司法書士法人の常駐社員を募集している」、「将来、司法過疎地で業務を行う人材を育成したい」といった意志のある事務所を紹介する『司法過疎地事務所ガイド』を作成して配布する。

その他、司法書士が取り組む司法過疎対策及び実績等に関して対外的に広報するリーフレット等を作成して配布する。

⑤ 開業・定着貸付金受領事務所の視察

連合会による開業支援等を受けた会員の事務所を視察し、事務所運営の適正性等について調査するとともに、継続的支援の必要性等に関する検討資料として、周辺の法的環境等についても調査を行う。

【公設事務所の検討及び設置】

一定の法的ニーズはあるが開業可能性の低い司法過疎地域への対応として、公設事務所の設置を検討する。現在検討中の公設事務所としては、例えば、①連合会による財政支援（開設費及び運営費等の援助）及び運営支援（業務及び事務所運営に関するアドバイス等）などの一定の関与の下に司法過疎地に設置される司法書士事務所、②司法過疎地での開業を予定している司法書士の育成等を目的に設置される事務所（設置地域は都市・地方を問わない）、③特定の司法書士が交替で常駐する司法過疎対応のための総合相談センターなどが挙げられる。

現時点における基盤整備の状況からすれば、すでに司法書士会の中心的な事業として

確立している総合相談センターのノウハウを活かし、上記③のスキームを端緒に、公設事務所関連事業を展開していくことが現実的であり、まずは司法過疎地対応総合相談センターについて検討の上、司法書士会及びブロック会の協力を得て、試行的に設置すべく対応する。

【司法書士へのアクセスの拡充】

① 巡回法律相談の支援

司法アクセスが特に困難な地域（島嶼部等）において、地域の実情を考慮の上、当該地域を管轄する司法書士会及びブロック会の協力を得て、巡回法律相談を実施又は実施支援する。

② 登記所廃庁地域法律支援サービス

司法書士会及びブロック会の協力を得て、登記所統廃合地域における法律支援サービス提供を維持するため施策を実施又は実施支援する。

【地域司法拡充基金の運営】

これまで司法過疎対策の根幹として実施してきた開業支援事業に加え、今後様々な事業展開及び事業拡大を図るにあたり、その財源となる地域司法拡充基金の安定的かつ継続的な運営に関する検討を行う。

（４）司法書士ADRの推進

ADRが真に司法書士のものとなり、国民が利用しやすい紛争解決方法となることを目標に、今年度は以下の事業を行う。

【調停センターの設置支援】

① 司法書士会との協議

司法書士会調停センターの設置準備又は運営にかかる進捗状況はそれぞれ異なり、事業推進にあたっての課題及び問題点等も様々であることから、司法書士会の実情に応じた検討及び対応と、連合会による支援及びフォロー等が必要になる。そのため、司法書士会と個別に協議を行うなど、調停センター事業の運営（設置・認証を含む）をサポートする。

② 研修会開催、人材育成の支援

司法書士会等で実施するトレーニングを企画・実施するなど、調停センターをリードする人材の育成を目的とした研修会を、連合会主催により開催するとともに、ブロック会及び司法書士会における手続実施者及び運営管理者等の養成及びスキルアップ、さらには会員の意識啓発等を目的としたものなど、ADR関連研修会の実施を支援・促進する。

③ 関係機関・団体等との協議

法務省とは調停センターの事前相談等にかかる対応を中心に、その他必要に応じて随時打合せの機会を設けるなど、連絡を密にして連携を確保するとともに、認証紛争解決事業者間の連携協力にも積極的に関与していく。

日本弁護士連合会との関係では、調停センターにおける弁護士助言措置及び弁護士への事件引継ぎなどに関して協議及び対応し、司法書士会と弁護士会のADRにおける連携協力関係の構築に努める。その他、ADRに取り組む団体との連携についても

検討の上対応する。

④ 調停事例の収集及び分析

当事者の個人情報等の取扱いに十分配慮した上で、実際に調停センターで扱った事例の収集及び分析を行い、司法書士ADRの特徴を広報に役立てる他、調停者倫理の問題を中心に、「インシデント」（過誤に至る可能性がある事態が発生したが、実際には過誤につながらなかった潜在的事例）を題材とした研修等にも活用する。

【ADRでの司法書士の活用促進】

① 行政等外部機関との連携

一部の行政等外部機関では、生活・住宅・金融・その他、所管事務に関連するトラブルの解決を促進・支援するための方策の一つとして、相談・ADR機関の設置を進めており、司法書士には、これまでに身につけた専門性や経験等を活かし、手続実施者として関与することが期待されるほか、調停センターとしては、紛争解決業務の委託を受けるなど連携することが検討されている。今後それらの動向に注視しつつ、情報収集及び内部検討を行うとともに、時機をみて外部機関に連携について提案することを検討する。

② 専門ADRに関する調査・研究、参画

保険・証券・家電・スポーツなど、認証紛争解決事業者の取り扱う紛争範囲は多岐に及ぶことから分かれるとおり、様々な専門分野で、特に業界団体でADRによる紛争解決のニーズがある。司法書士ADRの利用促進の観点からは、このような団体と連携することも1つの方法であり、引き続き情報収集及び検討を行う。

【ADR制度の研究】

国内外のADR機関の組織・運営・実践等の在り方を学ぶことは、司法書士ADRにとって非常に参考になることから、調停機関や仲裁機関の視察を行い、調停及び仲裁など司法書士ADRのあるべき方向性を探る。

また、司法書士ADRの発展には、利用者にとって利便性の高いADRの実践を提供し得る制度（関連法令等を含む）など、サービス提供者側からインフラの整備及び拡充を求める提言が必要となることから、現状の制度全般に関して海外の制度との比較を含めて調査・研究を行う。

【司法書士仲裁に関する検討及び仲裁人の養成】

① 司法書士仲裁に関する検討

国民に様々な紛争解決手段を提供する観点から司法書士仲裁について検討する。

② 仲裁人の養成

司法書士仲裁への取組みに向けた検討及び対応の端緒とすべく、まずは司法書士仲裁の礎となる人材を確保・養成することを目的とし、外部機関が主催する講座等へ会員を派遣して受講させるなど、司法書士仲裁人養成事業を実施する。

③ 司法書士仲裁機関の設置検討

養成した仲裁人を活用し、司法書士仲裁を実施するため、仲裁規則等の策定及び司法書士仲裁機関の設置を検討する。

【司法書士ADR広報・周知活動】

調停センターの認知及び利用を拡大するため、対外広報活動の方策を検討の上、実施

するとともに、会員のADRに対する理解を図り、積極的な事業参加を促すことを目的として対内周知活動を実施する。

(5) 法教育の推進

現代社会において法教育・消費者教育の必要性がますます高まる中、司法書士が身近な法律家として、学校教育の現場で活動することは非常に意味のあることであり、また学校側からの要請や期待も大きいため、これらの活動に取り組む司法書士会及び会員に対する支援等を行う。また、司法書士会の担当者を集めて会議を開催するほか、メーリングリスト等を活用するなどして情報や意見の交換を活発なものとする。その他、例年どおり、司法書士会に対し、「高校生等への法律教室事業」の活動等に関するアンケート調査を実施して現状を把握し、司法書士会に情報提供を行う。

【高校生法律教室の実施支援】

高等学校等の授業で使用できるブックレットを作成し、司法書士会に配布して高校生法律教室の実施を支援する。

【法教育の普及】

親子で楽しく体験的に学ぶことができる親子法律教室の開催について、検討の上実施する。

また、法教育・消費者教育に関する研究及び発表等を行う日本消費者教育学会、法と教育学会及び日本法社会学会等をはじめとする団体に参加し、司法書士の活動報告を行うとともに外部の関連する情報の収集を行う。

上記と併せて、引き続き法務省法教育推進協議会及び日弁連消費者教育推進懇談会に参画し、各団体及び機関の取組み等に関して情報収集するとともに、司法書士の取組みについて報告の上、積極的な意見及び提案をなすほか、法テラスにおいて法教育に関する取組みが行われるにあたっては、必要な連携及び協力について検討の上実施する。

その他、消費者教育分野の教材及び教授法等の研究を行うべく、大学教授等学識経験者との共同研究などについて検討の上実施する。

【司法書士による法教育活動のPR】

青少年の司法書士制度に対する理解を図るため、中学校公民的分野、高等学校現代社会、高等学校政治経済の各教科用図書に、法律専門家たる「司法書士」の名称並びに制度及び業務等の概要について明記されるよう関係各所に要望するなど対応する。

2. 会及び会員指導体制の強化

【司法書士会の指導】

司法書士会におけるリスク及びクライシスマネジメントについて検討を行い、状況に応じて司法書士会に対する指導等を行う。

【非遵行為に関する調査、研究】

綱紀委員会規則基準、注意勧告運用規則基準の見直しを行い、同基準等の改正を検討する。また、司法書士会綱紀委員会からの調査に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、司法書士会の協力を得て綱紀事案についての調査を行う。

綱紀委員会の調査方法に関する意見交換等のため、綱紀委員長会議を開催する。

【執務環境に関する調査、研究】

司法書士執務の基本的事項に関するハンドブックを作成し、今年度新人研修対象者を中心に配布する。

また、本人確認に関する会則、規則、規程等の検討及び犯罪による収益の移転防止に関する法律等の司法書士執務に関連する法令への対応を検討する。

【司法書士倫理に関する調査、研究】

平成15年に司法書士倫理を制定してから6年が経過した。この間、司法書士倫理についての体系だった議論は行われていない。そこで、司法書士倫理の議論の深化と司法書士会員の倫理についての共通の認識の獲得を企図し、以下の事業を行う。

- ① 司法書士倫理の注釈本の作成の準備
- ② 倫理講義の教科書の作成の準備
- ③ 司法書士倫理規定の改正の提言
- ④ 倫理研修の体系化の検討

第3 司法書士業務拡充のための事業

1. 登記制度の推進

長引く不況と経済・取引構造の変化などに起因して、権利に関する登記事件が減少している中で、金融機関の店舗統廃合やアウトソーシングの影響により、金融機関からの登記案件の紹介や事件の依頼が一定の司法書士に集中する傾向も見られる。これらの事情に加えて、若手や新人司法書士に「登記離れ」が進行しているとも言われている。

「登記離れ」の実態や原因については客観的に検討しなければならないが、司法書士の中核業務である登記業務は今後とも維持強化する必要があると、権利登記事件全体への関与割合が低下することがあってはならない。また、登記業務における専門性の確保と、登記業務自体が十全になされるということが司法書士職能の発展充実に不可欠であることから、今年度は登記業務における司法書士の専門性の確保に必要な事業を中心に行う。

【不動産登記業務のあり方】

取引における登記名義人の権利調査の方法とともに、この権利調査を視野に入れた登記原因証明情報のあり方について検討する。

不動産登記における司法書士の専門性は、登記原因を確認調査して依頼者に助言することを通じて確立されてきたが、司法書士による登記業務の専門性を確保し充実させるためには、その知識や経験を前提とした司法書士職能のみができる業務のあり方を確立し、それを司法書士業務の属性としなければならない。

司法書士が行うべき不動産登記業務に求められているものは、依頼者が登記をめぐる事件において、その企図する法律上経済上の利益若しくは目的を、適法かつ確実に得られるようにすることであり、有効な登記名義と権利を確保することである。そのためには、登記手続を誤りなく行うことはもとより、その登記の真実性を確保することが重要であり、そのために登記原因に関する調査確認、登記当事者の本人確認と意思確認、実体関係に適した登記手続の選択が必要となる。

登記原因の調査確認のうち、当該取引等の物権変動の存否、有効性及び義務履行の有無については、現在の司法書士の実務において、相当程度厳格になされているが、不動産登記の効力について対抗要件主義をとっている我が国では、当該取引等の原因事実の成否や有効性の確認に止まらず、登記名義人が真の権利者であることの確認も必要である。このことは、これまでも言われてきたことではあるが、制度上又は事実上の制約からその調査確認は非常に困難であった。

このような権利調査の方法として、登記原因証明情報を閲覧することが考えられる。平成17年3月施行の現行不動産登記法（平成16年6月18日・法律第123号）において、登記原因証明情報が必要的添付とされて、これを登記所が保管する制度が創設された。その後、その保管期間が30年とされたことから、登記原因証明情報による権利調査が可能となる素地ができた。しかし、登記の付属書類の公開方法は閲覧に限られ、かつ限定的な利害関係の存在とその疎明が必要であり、当面これを緩和することは困難であるため、取引の際に、この登記原因証明情報を閲覧することは難しい。また、司法書士が、権利調査のために登記原因証明情報を閲覧することは、事実上登記名義人からの委任による方法に限られ、その記録も写真撮影程度であることから権利調査として利

用することは難しい。

このように、権利調査は登記制度上重要なものであるにもかかわらず、司法書士が代理人となる登記事件において、制度や環境の問題から権利調査がなされることは非常に少ない。しかし、権利調査の重要性から、これを登記を必要とする取引の慣行とすることが必要であり、司法書士が登記申請代理人として手続を行うときには、当該事件の登記名義人の権利の調査確認を実践すべきである。

そこで、まず司法書士ができることから始めるべきであり、そのために、できるだけ簡便で実務に負担がない方法を考えなければならない。ところで、司法書士が代理人として登記申請を行う場合には、当該登記原因と当事者についての調査確認義務がある。当該登記名義人が権利を取得するまでの一連の登記が、司法書士の代理でなされていることが確認できれば、高い確率でそれらの原因行為が有効になされていることが推測でき、また、当該登記事件の登記名義人が真の権利者であるとの推測ができる。よって、一連の登記事件の原因関係が直接確認できなくとも、登記手続が司法書士を代理人としてなされていることがわかれば権利調査の第一歩となり、また、実務上の負担も最小限に止まる。

全ての司法書士が、その業務の際に実際に調査確認を行い、かつ従来と同様登記原因をも確実に調査確認することを常態として、これらの調査確認が依頼者にとっても重要で有用であることを、ポスターやパンフレットなどで継続的に広報することで、権利調査を取引慣行につなげていきたい。

【業務記録保管システムの検討】

権利調査のためにデータベースを構築することとして、必要なシステムを検討し、当該システム運営における課題解決の抽出と対応を検討する。

司法書士は、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の本人確認に限らず、職務上・契約上の義務として取り扱った事件について調査確認する必要がある、その資料等を保管しなければならない。そこで、司法書士がこれらの記録等の保管を目的とするデータベース構築が考えられる。この記録に「不動産の表示」「登記の目的」「登記年月日若しくは原因日」「代理人となった司法書士の氏名」「所属司法書士会」などを付して、会員に提供することができるシステムとすれば、前述のような権利調査の方法としても利用できるほか、情報を保管する司法書士にとっても利益となる。連合会若しくは連合会が別に設立する法人の下で、かかる情報を保管するものとするれば、情報保管の安全性やコストの面からも有益である。

ただし、かかるシステムを運営する場合には以下のような課題があるため、その対応策を合わせて検討する必要がある。

- ① データ保管者以外の司法書士がデータを閲覧することは個人情報保護上問題ないか。
- ② データ保管者が廃業、死亡、解散したときに、保管データを司法書士会などの第三者が引き継ぐことができるか。
- ③ 所有権関連登記事件について、ほぼ全ての会員がデータセンターにデータを保管するようにできるか。
- ④ 代理人である司法書士の氏名を閲覧事項とすることが、司法書士間に無用の軋轢を生じないか。

【新オンライン申請システムへの対応】

- ① 新オンライン申請システムへの対応及び同システムに対応するためのツールの開発と配布の検討

平成23年2月から運用開始予定の法務省新登記・供託オンライン申請システム（「新システム」という。以下この項において同じ。）の概要が、平成21年8月明らかにされ、多くの点で現行の申請支援ソフトやオンライン申請方法より利便性が増しているといえる。しかし、申請支援ソフトとオンライン申請方法を統一化したことにより、かえって合同事務所や事務所内で複数の者が同時に申請準備を行うことが事実上不可能となることが分かった。

連合会では、司法書士に使いやすいシステムに改修を行うよう、度重なる要望をしてきたが、ユーザー側での対処方法は示されたものの、システム自体の手当はなされず、このままでは、司法書士業務用ソフトを利用している司法書士以外の会員は、オンライン申請を選択することが困難になる事態も考えられ、新システム運用開始から相当期間、オンライン申請の利用率が低下する可能性が大きい。連合会では、引き続き新システムの改善に向けた要望、折衝などを行うが、会員の便宜のため、新システムに対応するためのツール又はプログラムの作成も検討する。

- ② オンライン申請利用促進に向けた情報提供、研修会の実施、パンフレット等の発行
オンライン申請は登記申請の一方法であって、司法書士が当然行うべき業務であることから、全ての会員がオンライン申請を可能とすること、若しくは、少なくとも全ての司法書士事務所、司法書士法人がオンライン申請に対応できることを目指すべきである。連合会は、そのために会員に対して必要な情報提供や研修などを実施する。また、引き続き金融機関などにも理解を求めるとともに、国のいわゆるオンライン申請促進策を、登録免許税減税策を含めて維持することを求める働きかけを行う。

【商業登記関連事務の推進】

商業登記実務の安定を図るため、会員向けに会社法及び商業登記業務に関する情報提供を行う。また、新しい法人制度における実務の安定を図るためにも、会員向けに情報提供を行い、法人制度に関する書籍を出版する。

また、会社法制の見直しを行うべく法務省法制審議会に会社法制部会が設置され、検討が開始された。公開会社法等、今後の会社法改正の動向等を見据えて、連合会としての立場から適時に意見を述べるができるように検討を行う。

商業・法人登記事務の集中化に対しては、連合会としても適切に対応していくべきであり、そのための対応策を検討して実施する。具体的には、登記所等に掲示するポスター等を作成するほか、これまで本人申請を行っていた企業に対し、集中化の周知と商業登記の専門家である司法書士の活用をPRする。

【筆界特定に関する業務の推進】

司法書士の筆界特定業務への取り組みの現状を調査し、筆界特定業務の推進を図る。

2. 裁判事務の推進

【簡裁訴訟代理等裁判事務の状況調査及び推進】

平成20年度までのアンケート結果によると、多重債務事件が多く、一般民事事件は

少ないというものであった。この結果から司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の一般民事事件の実績を作るための課題を検討するとともに、今年度も現状を把握するため、継続して関連データを収集する。さらに一般民事事件に関する基礎テキストを作成し、研修会等により会員のスキルアップを図る。

【個別労働案件訴訟の業務化対策】

個別労働紛争は増加の一途を辿り、また個別労働紛争の研修会は各地で行われ始めているが、直ちに事件の受任に繋がっていないという実情がある。受任件数を増やすためには、労働関係行政機関とのパイプづくりを図るなど、具体的方策を検討し、企画を司法書士会に提案していく。また、受け皿となって事件を受託できる司法書士を増やすために、講師向けマニュアルを作成するとともに、ブロック会における講師養成研修会を開催する。

【賃貸住宅問題への積極的取り組み】

敷金返還等を含めた賃貸住宅が現在抱える問題について調査・研究を行うとともに、賃貸住宅問題を会員が積極的に受託するための取り組みを行う。

【裁判事務の共同受託に関するマニュアルの検討・支援】

前年度、テスト事業として神奈川県会が実施した「共同受託に関するマニュアル」を検討し、利用を促進する。

【司法書士の取扱裁判事例データベースの構築】

個々の会員が取り扱った簡裁訴訟代理等関係業務及び本人訴訟支援業務における裁判事例は蓄積されつつあると思われる。これら貴重な事例を連合会において集積しデータベース化し、全国の会員に還元することにより、各会員の執務支援に資することとなり、今後の裁判事務推進の大きな原動力となるものと考えられる。

より積極的に会員に対する呼びかけを行い、司法書士制度のPRという視点からも一般への公開も視野に入れつつ、引き続き、多くの事例を収集したい。

3. 成年後見制度の改善、財産管理業務の推進

成年後見制度が始まって10年が経過した。使いやすい成年後見制度にするため、関連法の改正に関する検討を社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協働して行う。

【死後事務に関する研究】

成年被後見人等の死亡後に、成年後見人等としての法定事務の他に、成年後見人等であった者が様々な事情により事務管理あるいは応急処分義務として事実上財産管理を継続せざるを得ない場合がある。また、後見業務の延長としてではなく、独立した業務として相続人から依頼によって相続財産管理を行う場合等においても様々な不透明な部分がある。そこで、死後事務委任契約を行う場合も含めて、死後事務全般に関する研究を継続して行うとともに、死後事務事件に関するアンケートを実施し、実態把握と分析を行い、一定の成果物を会員に提供する。

【未成年後見業務の検討】

未成年後見人又は未成年後見監督人として業務を遂行する司法書士が全国に広がりつつある現状を受けて、未成年後見業務に関する研究を引き続き行う。前年度実施したア

ンケートの集計と分析をもとに今年度は、実際に未成年後見事件に携わる司法書士とともに座談会を行うなどして、問題点を分析し、未成年後見制度についての法改正提言等を行う。

【高齢者取引に関する研究】

第71回定時総会における決議内容に基づき、「高齢者取引に関する問題に、特に、高齢社会における財産処分と高齢者の意思能力の問題について、精神科医、法学者、弁護士等の専門家を交えた総合的な研究を行う具体的施策の実施に向けて検討」に着手し、高齢者取引特有の問題の実情把握、論点抽出のためアンケート実施を検討する。また、その結果をもとに専門家等に意見照会を行い、最終的には、高齢者取引に関与する司法書士の職責上のあるべき姿を示した指針を会員に提供することを目指す。

【民事信託の推進】

会員に対する情報発信、研修等を実施し、現行法の中で活用できる制度及び、ニーズの調査、スキーム作り及び関連法規との抵触の有無の検討を行い、併せて信託のニーズの受け皿となる団体設立の研究を行う。

また、民事信託の社会的普及を目的として、障害者団体等への説明会及びヒアリング等、信託制度に関する調査の実施を検討する。

【後見事務の問題事例の検討】

後見事務に関する苦情や問題のある業務遂行例及び懲戒事件等の集積と検討を行う。

【財産管理業務の検討】

財産管理業務の適切な遂行について、民法918条2項に基づく遺産管理人選任審判を利用する場合等を含めて、検討を行う。

【他団体との協力等】

平成22年10月1日から4日間開催される「2010 成年後見法世界会議」（主催：日本成年後見法学会）に後援協力を行う。リーガルサポートにおける成年後見人候補者名簿登載者の増員策を検討する。

4. 広報

【司法書士制度についての戦略的広報の実施】

広報活動は継続性が基本であり、個々的には小さな広報活動であっても継続し結集させることによって大きな広報効果が生まれる。広報はPR（パブリックリレーションズ）とAD（アドバタイズメント）に分類され、PRの手法の一つであるパブリシティを中心とした制度広報事業及び戦略的広報活動を基本的広報事業と位置づけて事業展開する。具体的にはニュースリリースや会長声明の発信、各種メディアからの取材への対応、新たなメディアリレーションの構築などを積極的に行い、PRの強化を図るものとする。

【広告（AD）活動の強化】

司法書士の場合は職務の公益性・社会性から、番組内での制度紹介に代表されるようなペイドパブリシティ（報道と広告の中間的なもの）にきわめて適している。そこで、この1～2年がテレビという影響力の極めて高いメディアを利用した広報・広告活動が実現できる絶好機と捉え、司法書士制度認知拡大のため、今もなお4マス媒体のトップにあるテレビメディアを利用した広報活動を実践していく。

また、テレビによる広報事業とともに、日司連広報部門（広報委員会）が行う全国的な制度広報活動として、メディアミックスの最先端手法であるクロスメディア手法を可能な限り活用し、既存媒体にネットを融合させた広報事業も可能な限り試行的に行う。

【日常的取材対応活動】

取材記者への対応は、メディアリレーションの構築のためにも広報部門として極めて重要な仕事であり、広報チャンスの拡大に繋がる貴重な機会でもある。広報関係役員はもとより、取材に対応する役員などのメディアリテラシーを向上させることに重点を置き、クライシスコミュニケーション同様、メディア対応の研修などにも力をいれ、パブリックリレーションズの一助となるよう最大限の対応を心がける。

さらに、記者懇談会やプレスセミナーなどを通じて、実効性のあるメディアリレーションの構築も可能なメディアから実践していく。

また、報道において、行政書士との名称類似混同による誤報も見られることから、該当メディアに対しては、積極的に司法書士制度認知レクチャー等を実施する。

【クライシスコミュニケーション（危機管理広報）】

「クライシスコミュニケーション」（危機管理広報）の必要性は、組織防衛の観点から、今や企業はもとより、自治体などの公共団体などあらゆる組織集団に求められている。司法書士制度にとっても、連合会のみならず司法書士会にこそ必要な対策であるため、専門家から最先端情報やノウハウを学習し蓄積するとともに、それらを必要とする司法書士会に、研修会の開催など迅速に人とノウハウ資料を提供できる体制を構築する。

また、同時にクライシスコミュニケーションの前提となる「リスクマネジメント」「リスクコミュニケーション」に関する啓発活動も総務部門と連携を図りながら進める。

【連合会として行うべき広報の拡充】

月報司法書士の編集、発行を行うとともに、ウェブサイト（ホームページ）の維持・管理及びコンテンツの改訂・拡充を進める。また、制度広報用リーフレット、パンフレットの作成又は増刷、司法書士アクセスブックの増刷又は作成、全国一斉相談キャンペーン事業の実施をする他、市民対象講座への講師派遣等の広報活動を行う。

【司法書士会広報活動のアドバイス及び支援】

中央発信による制度広報は重要であるが、同時に地方における制度広報活動はより効果的である。そこで、地域における具体的広報事業、あるいは地域広報活動の支援として次の事業を行う。

- ① 市民公開シンポジウムの地方開催
- ② メディア対象「報道基礎情報集」改訂版の製作配布
- ③ 「広報マニュアル」の改訂版の製作配布
- ④ クライシスコミュニケーション等メディア対応に関するレクチャー
- ⑤ 地域で開催される社会的講座などへの講師紹介

第4 一般事業

1. 消費者問題対策の推進

【多重債務問題解決の推進】

改正貸金業法については、政府において平成22年6月18日完全施行することを閣議決定した。また、平成21年11月に金融庁、消費者庁及び法務省を横断的に「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が設置され、同法の完全施行を円滑に実施するための施策の検討が進められている。同PTでは、①「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」、②「ヤミ金融の取締りの強化」、③「改正貸金業法の広報活動」について連合会に対して協力要請がなされている。これら政府の事業に対しては、連合会及び司法書士会において十分に対応する必要がある。

完全施行の前後は、混乱が予想される場所であり、司法書士に寄せられる相談も増えると思われる。個々の司法書士が、同法について正確な情報を持ち、適切な相談、アドバイスができるよう、情報の収集と発信を行う。また、必要に応じて書籍の改訂を行い、各地で開催される研修会へ講師を派遣し、司法書士のレベルアップを図る。

同法の完全施行は、一方で貸し手側にも大きな影響を及ぼすと予想される。利息収入の減少、過払金返還費用の急増等により大手消費者金融でさえも経営危機が表面化している。また、加えて規制の強化等により財政基盤の弱い消費者金融が破綻するおそれもある。消費者金融の破綻に対しても適切な対応が取れるよう、ノウハウの蓄積と研究を継続し司法書士会に周知する。

貸金業法改正時に金融庁により策定された多重債務者問題改善プログラムについては、前年度と同様、金融庁との協議・連携を推進し、かつ、様々な情報の収集・検討及び情報発信を行う。

司法書士が行う債務整理事件について、報酬や広告のあり方が問題となっており、一部の司法書士による行為は社会問題となっている。同PTにおいても、弁護士とともに一部の司法書士による債務整理事件の不適切な処理が指摘され、連合会に対して対応が求められており、連合会及び司法書士会が認識を共有し対応を強化する必要がある。

平成21年に策定した「債務整理事件の処理に関する指針」の更なる周知徹底を行う。また、債務整理事件処理に関する具体的な手続モデルを検討する。

貸金業法の改正により、将来的には過払い案件が減少し、破産事件及び個人民事再生事件が増加することが予想される。ここ最近の債務整理事件が過払い案件に偏っていたこともあり、ここで今一度破産事件や個人民事再生事件に関する司法書士の実務スキルを向上させる必要がある。特に、個人民事再生事件への対応が急務であると考え、基礎から応用までをカバーする実務研修用DVDを作成し、司法書士会における研修を促進する。

個人民事再生事件に続き、破産事件の実務に関する研修用DVDの作成にも着手する。

例年開催している消費者問題対応実務セミナーについては、昨今問題となっている債務整理事件の不適切な処理に対応するため、「債務整理事件の処理に関する指針」の趣旨を更に周知徹底する内容を盛り込む。また、できる限り多くの会員が参加できるように、東西2カ所で開催することも検討する。

また、会員間での情報交換を活発にし、最新情報の交換の場を設ける。

【悪質商法被害者救済事業の推進】

改正割賦販売法・特定商取引法の施行により、悪質商法被害救済の実務は前進を見ることとなった。被害事例の検討、同法を活用した事案解決例の収集・検討及び情報発信等により、悪質商法被害救済に資する法律家団体としての実績を重ねていく。

また、会員間での情報交換を活発にし、最新情報の交換の場を設ける。

【消費者行政との連携】

消費者庁をはじめとする消費者行政に対応するためには、まず各地の自治体及び消費生活センターとの連携を強化する必要がある。これまで消費者問題に深く関わってきた専門家として、消費生活相談員との相互理解、情報交換、相互研鑽等を推進し、各地域における被害救済についてのネットワーク作りを推進する。

前年度に引き続き、自治体及び消費生活センターとの連携を深めるために、自治体職員、消費生活相談員及び司法書士が参加して行うシンポジウムを開催する。本シンポジウムは、各地域におけるネットワーク作りを目的とすることから、その地域性を考慮してブロック別とする。

消費者行政に関する情報を収集し、適宜司法書士会に周知する他、消費者契約法の改正についても、情報の収集及び検討を行い、必要に応じて司法書士会に情報の提供を行う。

2. 企業法務業務の推進

【「動産・債権譲渡登記の実務」をテキストとした普及活動】

「動産・債権譲渡登記の実務」をテキストとし、司法書士会等からの研修会講師の派遣要請に対応する。

また、中小企業向けの資金調達手段の一つとして、ABLの対外普及活動を行うとともに、この分野に、司法書士が積極的に関与していることをアピールしていく。

【コンプライアンスQ&A（会員向け資料）の更新】

今年度も「中小企業のためのコンプライアンスQ&A」を更新する。企業経営者の関心のある事項、社会的な話題となった事項を拾い上げ、Q、Aの入れ替え作業をし、労働雇用問題、会社法罰則、許認可などは最新情報を入手し、既存項目との整合性を確認していく。

【企業内司法書士についての実態調査・検討】

企業内司法書士について、下記の項目に沿って実施する。

- ① 「企業内司法書士」のを定義づけ
- ② ヒアリング（座談会）の実施
- ③ 企業側のメリット・デメリットの検討
- ④ 勤務（企業内）司法書士の方向性・将来性の検討
- ⑤ 司法書士登録についての提言

【企業法務分野における他士業との連携事業の推進】

企業法務分野においても、司法書士間又は他資格者間での共同事務処理体制で業務を受託するケースが増えてきているので、その実態等を調査検討していく。

まずは、司法書士業務と密接な近隣士業である「税理士」との提携について下記の項目に沿って検討する。

- ① コンソーシアム形態・・・報酬・業務契約・業務遂行方法・提携契約書
- ② コンソーシアム形態におけるメリット・デメリット・問題点
- ③ コンソーシアムの形成のしかた（ポジション・リーダーとしての司法書士）
- ④ コンソーシアム形態による受託事件の実例

【事業承継に関する業務の検討】

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行後、中小企業庁や各地の商工会議所がますます「事業承継」に関する事業への取組みに力を入れていることから、商工会議所等の経済団体との交流及び提携活動を促進して、会社法分野における専門家としての地位の更なる確立を図るとともに、他資格団体と連携するなどの方法による事業承継のためのシンポジウムを開催する。

3. 人権擁護活動の推進

【経済的困窮者に対する法律援助】

司法書士会に対する経済的困窮者を対象とした法律支援事業の実施助成を参考とし、助成対象となる事業内容及び助成基準の明確化、事業計画及び収支予算書並びに実施報告書及び収支決算報告書への記載事項の精査・検討を行い、より効果的な支援を検討の上、実施する。

また、法律支援事業実施後は、司法書士会の取組み状況を把握・分析するとともに、司法書士会において事業化を実現し得るモデルの検討等を行う。

全国で生活保護の申請等の支援活動が行われるよう、情報及び知識の共有のための研修会に講師を派遣する。

【人権問題に関する諸問題の調査、研究、啓発】

高齢者、障害者、外国人、ジェンダー、子ども、貧困等から時宜に応じたテーマについて調査・研究・啓発を行う。

また、総合的な人権救済制度の調査研究のほか、裁判実務の観点からの具体的な調査研究も併せて行っていく。

【司法書士プロボノ活動の推進等】

司法書士のプロボノ活動を推進する。

【自死防止対策】

会員への自死問題への取組みに必要となる知識や執務姿勢の周知と自死問題のような広範な背景を持つ社会的課題に専門職として取り組むことの意義や可能性を充分認識できるように研修会への講師派遣等の活動を行う。また、司法書士会においては、地域の精神保健福祉センター等との連携を円滑に進めるための支援を行う。

【高齢者等虐待防止への対応】

高齢者虐待防止法には、高齢者虐待事例等の解決は地域包括支援センターが中心的に担う旨が明記されているが、高齢者虐待事例の場合、介護問題、親族問題、多重債務問題等その背景が多岐にわたるので、高齢者虐待防止法上も「民間団体等との連携協力体制の整備しなければならない」とされている。

そこで、高齢者虐待防止に向けた司法書士の取り組みを対外的にアピールするとともに、地域包括支援センターのケア会議等に法律実務専門家として参加を促す等、会員に対する情報提供・意識改革および意見交換等を行う。

さらに高齢者虐待防止法改正への対応をするとともに、障害者虐待防止及び児童虐待防止に関する検討を進める。

【犯罪被害者支援活動の推進】

司法書士会における取り組み状況等を分析し、犯罪被害者支援に関する制度広報及び啓発を実践し、また民間支援団体が開催する犯罪被害者支援に関するフォーラム等に積極的に参加し、連携をとりながら情報交換をする。

【少年事件への関与の検討】

司法書士が付添い人等として少年事件に関与する事例も出てきている。司法書士が少年事件にどのように関与することができるのかを検討する。

4. 研修事業

平成14年の司法書士法改正から7年が経過し、その間に会社法の施行さらに不動産登記法の改正など、司法書士の基幹業務にかかわる法制度が大きく変容した。

将来のある時点で、今現在の司法書士制度について分析が行われたとすれば、極めて大きな変革期にあったと評価されることは間違いないと思われる。将来の司法書士から、今その変革の真っ只中にいる私たちが、惰性に流れ先見を欠いていたと断ぜられることのないよう、私たちは現下の司法書士の課題を客観的に認識するとともに着実な将来展望を見据えて、可能な限りの対応をしていかなければならない。

そして研修は、その目的のために不断に見直しそして継続することによって、初めて何らかの実を結ぶことができ、しかしその実は直接に研修の成果として出現するわけではなく、状況によっては研修の意義が問われることもありうるだろう。そうであれば研修を担うものは、短期的評価におもねることなく、かといって独善に陥ることのないよう自立性と客観性を併せた理念が求められるといえる。

平成元年から実施している新人研修を象徴として、司法書士職能の組織的研修の体系化に向けて、地道に研究し、着実に実践してきたと自負する。そして現在の、中央、ブロック、司法書士会の三層で構成されている新人研修、基礎的知識の習得、専門高度化、司法書士の方向性という3つの大枠で構成する会員研修、司法書士研修制度のあり方を構想する研修制度研究、そして特別研修の運営という4つの事業を、部制により分掌する研修組織の形はほぼ確立したと思われるが、手法について確立したものは一つもないといってよく、常に見直しが求められている。

1,000人近い受講者を抱える中央新人研修のあり方については、今後の更なる受講者の増加や、新人司法書士の養成の端緒となる研修であることなどを前提として、研修効果、受講者の負担、継続性などあらゆる観点で検証し、三層構造は維持しつつもさらに機能的で効果的な研修となるよう抜本的に再構築する時期に来ている。

会員研修については、実施後5年を経過し、2回目の受講を迎えることになる年次制研修の義務化の徹底のための方策、全会員が単位制研修の要である所要単位取得に向け、研修機会とその方法はさらに多様化させる必要がある。

そして、これからの研修にとって重要なテーマは、例えば登記手続において、真正担保や予防司法の観点で、司法書士による望ましい実務慣行とは何かを模索し、実践する中で、いずれそのような実務慣行が司法書士の実務の大勢として定着するような、いわば運動論に展開することを織り込んだ研修を構想することではないかと考える。

このような研修テーマは、当然ながら登記実務に限定したものではなく、全ての司法書士業務について検討されなければならないことは言うまでもない。

以上のような問題認識に基づいて、今年度の研修事業を以下のとおりとする。

【新人研修の実施】

新人研修事業は、これから司法書士業務を行おうとする者に司法書士としての職責、倫理を理解させ、司法書士が業務を通して社会においてどのような役割を果たし、国民（社会）と関わっているかを伝えることにより、自己の司法書士像を考えさせ、業務を行うにあたっての最低限必要な知識を修得させることを目的とする。

今年度の新人研修事業においては、受講者の増加（1,000名規模）、属性の変化（大多数が実務経験なし）等に伴う現状の問題点を踏まえ、より実効性のある研修を実施する。

① 中央新人研修

〔日程〕 東会場 つくば国際会議場

平成23年1月21日（金）～1月27日（木）

西会場 神戸ベイシェラトンホテル・神戸ファッションマートKFM
ホール「イオ」（初日のみ）

平成23年1月15日（土）～1月21日（金）

〔講義内容〕 現行のカリキュラムを見直し、講義課目の集約、新設を検討する。

② 特別研修の運営及び司法書士講師養成講座実施への協力

中央研修所新人研修部内に設置された特別研修チームにおいて、特別研修部とともに第10回特別研修の運営、特別研修チューター養成のための「司法書士講師養成講座」の実施・運営に協力する。

③ ブロック新人研修

より実効性のある新人研修を実施するためには、中央新人研修、ブロック新人研修の連携が必要不可欠であるので、中央新人研修の趣旨、目的、具体的カリキュラムをブロック新人研修実施担当者に伝え、両研修の整合性を図るとともに、各ブロックにおいて特色ある新人研修の実施を図る。

④ 司法書士会研修（配属研修）

全国的に配属研修がスムーズに実施されるよう検討を加える。

また、配属研修指導員の養成、配属受け入れ事務所の拡大を図るための諸策を検討する。

⑤ 平成23年度以降の中央新人研修についての検討

平成23年度以降の新人研修のあり方について、受講者の負担軽減、会場確保の困難及び研修効果の向上という中期的な視点から改革案を作成し、実施に向けブロック新人研修実施担当者と協議を行い、新人研修全体として体系的な新人の育成ができるよう調整する。

【会員研修の実施】

(1) 年次制研修

多様化する業務を通じてその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とし、全ての会員が登録後一定年次ごとに、必修として受講すべき年次制研修会を実施する。

全国均質の内容であることが要請されることから、原則として、前年度までの研修方式（DVD視聴、グループ研修）を踏襲することとしたい。

(2) 単位制研修

① 制度に関する研修

さまざまな法制度の構築、維持、発展に資するため、制度の有り様や問題点、さらには将来展望について会員間の認識の共有と意識の高揚を図ることを目的として、今年度も引き続き中央研修会を実施する。

② 業務に関する研修

業務が多様化高度化する中、会員のさまざまな要望に応えられるよう、以下の各分野からテーマを選定し、実施する。

- a. 成年後見
- b. 企業法務
- c. 裁判業務（民事執行を含む）
- d. 民事法
- e. 訴訟法
- f. 登記法
- g. 倫理・専門家責任
- h. 消費者法

以上の研修会をDVDに収録し、司法書士会に無償提供するとともに、研修ライブラリに掲載することにより、全国的に多人数が受講できる機会を提供する。

③ 臨時研修

簡裁訴訟代理権取得のための100時間の特別研修修了者であって、未だ代理権を取得していない会員を対象とした臨時の研修会を認定考査前に開催する。

また、業務関係法令の改正等に迅速に対応すべく必要に応じて臨時の研修会を開催する。

④ 地域開催一般業務研修会

司法書士制度を取り巻く環境は絶え間なく変化しており、それに伴い司法書士が取り組むべき課題も大きな広がりを見せている。

従来の地域開催一般業務研修会では、司法書士業務に大きな影響のある制度改正の解説（会社法改正、不動産登記オンライン申請の利用促進、一般法人及び公益法人間の移行等）をテーマに実施してきた。今年度は、司法書士業務の多様化、社会的ニーズに応えるため、特に時宜に即したテーマで各ブロック会の指定会場にて1回開催する。

⑤ 司法書士講師養成講座

これまで連合会が実施する研修会では、司法書士が講師を務めるほか、学者、裁判官、弁護士など多くの外部の方を講師に依頼している。司法書士にない学識や経験などを修得するための研修も多いことから、これからも外部講師を依頼する必要性はある。その一方で、司法書士職能に関する研修である以上、司法書士自身が講師を担えるようにすることも求められていることから、司法書士講師向けの継続的体系的な研修として「司法書士講師養成講座」を開催する。

【研修制度の研究】

① 新研修情報システムの構築及び新旧情報システムの維持管理

現在の研修情報システムは、システム全体が老朽化し新システムの導入が必要不可欠となっていることから、新システム構築の全般について積極的に取り組むとともに、新システム導入後はその維持管理を行う。また、新システム導入までは引き続き旧システムの維持管理を行う。

② 研修ライブラリの維持管理

研修ライブラリは、会員事務所や自宅で気軽に最新の研修を受講できるシステムとして今後も会員の積極的な利用を呼び掛けていくとともに、コンテンツも含めたシステム全般の維持管理を行う。

③ eラーニングシステム及びコンテンツの調査研究

新研修システム導入後、現在の研修ライブラリに代わる新しい視聴覚研修としてのeラーニングシステムを調査するとともに、コンテンツについても研究する。

④ 平成22年度版「会員研修の手引」作成

連合会の会員研修制度を分かりやすく解説することにより、全会員が、研修の重要性と必要性を認識できるようにする。

⑤ 研修単位未取得者解消プログラム

研修単位未取得者解消のため具体的方策を提案する。

⑥ 研修に関する各規則、規程の見直し

研修単位未取得者や年次制研修未受講者に対する会員指導のあり方も含めて、研修に関する規則及び規程等について総合的に見直す。

⑦ 司法書士中央研修所講師謝礼・教材作成費支払い基準の見直し及び講師依頼要領(仮称)の作成

講師謝礼支給基準を実体に合わせた柔軟な支給ができるよう見直す。

また、講師を依頼する際に協議すべき様々な条件について一覧性のあるチェックシートや講師受託書などの様式を備えた、講師依頼要領(仮称)を作成する。これにより、研修後、資料の二次利用の取り扱いや研修ライブラリへの掲載、講師料などの様々なトラブルを未然に防ぐ一助とする。

⑧ 専門分野修得プログラム研修の検討

専門分野修得プログラム研修は新しい研修スタイルの提言という意味で前年度までに4回実施し、参加者からそれぞれ高い評価を得てきた。今年度は名称も含め内容を再検討し、再度新たな研修スタイルを提言していく。

⑨ 新人研修制度の研究

新人研修制度全般について、長期的視野に立った調査研究を行い、現実的かつ高い研修効果が見込まれる新しい新人研修制度を構築していく。

【特別研修の実施】

簡裁訴訟代理等関係業務資格認定の特別研修について、今年度も司法書士法第3条第3項の研修の実施機関として指定を受け、研修の実施に向けて対応する。

特別研修の運営については、中央研修所に委託するとともに、実施場所の司法書士会・ブロック会の協力を得て、特別研修事務局を設置してフォローする。

5. 研究事業

司法制度改革において司法書士も司法の一翼を担う法律職能として社会的役割を担うことになった。

昨今の司法書士制度を取り巻く隣接関連職能の動向等を踏まえ、平成20年度に研究部会の再編を行ったことから、引き続き、既設の5研究部会において調査研究を継続するが、法制度比較研究部会においては、研究課題の見直しを行う。

また、司法書士会が各地の大学と提携し、司法書士制度や業務に関するテーマについて研究しているが、今後継続するか検討する。

6. 組織、財政の改革

平成21年9月1日に消費者庁が設置され、今後消費者行政はますます重要度を増していくことになる。「市民に身近な法律家」として、司法書士の消費者問題への取り組みは、今以上に期待されることは確実である。一方で、債務整理問題等における不祥事によって社会的な非難を受けるなど、司法書士制度を揺るがしかねない事態も起きている。このような中においては、迅速かつ堅固な執行体制が不可欠であるが、制度的な改革は遅れ気味であると言わざるを得ない。理想や理念を大事にしつつも、組織の具体的、現実的な改革・改善を行っていく必要がある。

そこで、前年度の成果を踏まえ、以下のとおり課題を検討していく。必要に応じて規則の改正等を行い、可能なものから改革・改善を実現していく。選挙制度改革等の総会承認が必要な改革については、平成23年総会において会則改正を実現したい。なお、総会組織員や会員の意向調査を行うことにより、総意に基づく組織改革を目指していく。また、会費等のあり方についても引き続き検討を進める。

【組織機構の改善の検討】

① 選挙制度改革の検討

直接選挙と予選制のあり方、会長の直接選挙の具体的な方策、予選役員の範囲と時期について検討する。

② 委員会等の改革の検討

ブロック会の活用と位置付け、会長会のあり方と常務執行体制の強化方策、総会代議員数の削減と審議のあり方について検討する。

③ 財政の改革の検討

会費制度のあり方、監査制度及び監事の権限等について検討する。

【事業の効率化】

委員会及び対策部の組織のあり方を検討し、委員会又は対策部間における事業が重複しないよう、情報の共有化及び事業の共同実施を推進する。

7. 統計に関する事務

【司法書士白書の発行】

司法書士白書発行のための基礎的情報を引き続き収集したうえで、更なる分析を加え、「司法書士白書」を発行する。また、収集すべきデータ及び収集したデータの分析方法について検討する。

8. 会報THINKの発行

会報THINKを発行する。

9. 国際交流事業

【各国の団体との交流】

今年度は、継続しているアジア諸国との交流及び法整備支援に加え、その他アジア以外の欧米各国との交流にも積極的に取り組む。

① 大韓民国との交流事業

学術交流会の目的は、両国における司法制度及び登記制度、並びに司法書士・法務士制度に関する研究活動等の情報収集及び提供である。第7回を迎える日韓学術交流研究会は日本で開催する予定である。

また、大韓法務士協會定時総会への日司連代表団の派遣及び日司連定時総会への韓国代表団の受け入れを行う。

② 中国との交流事業

第9回中日民商法研究会大会に継続して参加し、日中の民商法に関する理解を深める。また、隣接する中国との情報共有や共同研究は非常に大きな意義があるため、中国社会科学院及びその他関係教育機関との情報・意見交換をし、現在の中国における法制度や登記制度、オンラインの現状等の調査を進める。

③ その他各国関係組織との交流事業

ローエイシア本部による第23回大会に日司連国際交流室として正式に出席する他、台湾地政士会による記念式典が予定されていることから、日司連代表団を構成し派遣する。

その他、アジア地域だけではなく、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリアなどのローソサエティ等といった関係組織との交流を図る。

【法整備支援事業】

① 東南アジア諸国等支援事業

ベトナム法整備支援として、ベトナム司法省からの要請があれば積極的に協力・支援を行う。

中国法整備支援として、中国社会科学院より、震災に係わる法制度をはじめとする法整備支援及び情報提供の要請に基づき、今年度も引き続きその具体的情報や文献の提供等を行うほか、中国登記法及び債権法の未整備の部分について、司法書士として関与できる専門分野の支援を図る。

その他の経済活動等による交流の活発化が予想される国々に対し、法整備支援を通じて、不動産の売買や登記制度の支援をすることを視野に入れて取り組んでいく。

② JICA・名古屋大学等連携機関への対応

JICAより、平成22年4月からの約2年間、カンボジアにおける「不動産登記制度・業務調整」長期専門家の派遣要請を受け、国際交流室室員を派遣する。カンボジア不動産登記法の起草支援の他、国内の登記制度に関する情報収集、法的支援を行う。

【その他】

日本の司法書士制度を広めるためにも、外国人学生のインターンシップの受入れに対応する他、国際的な各種学会及び交流会へ出席し、情報収集を行う。また、外国人弁護士等との情報・意見交換会の開催を予定している。

10. 司法書士史の発行

日本司法書士史（戦後編）を発行する。

11. 災害対策及び危機管理

【災害発生時のための具体的市民救援システムの構築】

災害が発生したとき、被災者に対する司法書士の法的サービスが迅速に行えるような具体的なシステム及びその検証方法を構築する。

① 災害発生時の被災調査

災害が発生したとき、災害地の状況等、市民救援活動のための調査を行う。

② 危機管理マニュアル、ポスターの改訂

最近の災害援助活動状況に照らし、危機管理マニュアルとポスターの改訂版を発行する。

③ 危機管理意識の高揚と災害復興のための地域ネットワーク作り推進のための活動

司法書士会及び会員に対する危機管理意識の啓発並びに各地において災害時に他士業団体・地域自治体等との連携に向けてのネットワーク作りを推進するための働きかけを行う。

④ 市民救援基金の運営

市民救援基金制度の更なる発展を目指して新たな財源確保のための企画・立案を行うなど市民救援基金の運営を行う。

12. 司法書士認証局の運営

司法書士認証カードの発行及び管理等をし、認証局を運営する。

また、平成24年11月に更新、若しくは再構築を予定している第3次認証局の設置に向けて検討を開始する。

13. 登録事務

司法書士名簿の磁気ディスクを視野に入れた新会員情報システムを今年度定時総会後に本格稼働させ、司法書士の登録事務及び司法書士法人の届出事務を円滑に行う。

14. 業務損害賠償保険事務

保険会社及び司法書士会とともに、事故に関する協議及び審査を行う。

15. 情報公開に関する事務

会員情報等の連合会が公開すべき情報の公開及び懲戒処分情報の他団体への開示を行う。また、情報の開示請求等に対応する。

16. 情報システムの管理・運営

【日司連会員情報システム（NSR2）の整備・再構築】

日司連会員情報システム（NSR2）は運用開始から既に4年を経過しており、その間の基盤技術の変遷に伴い、次第に保守が困難な状態となっている。運用開始から満5年を迎える今年度を節目と捉え、NSR2の整備・再構築の検討を行う。

【テレビ会議システムの活用】

財政改革（旅費の削減）を目的として平成20年度にテレビ会議システムを導入し、主にパソコン端末を利用した個人参加の会議に活用してきたが、今年度においては、ブロック7拠点を接続する研修会等多様な用途への活用を検討する。また現時点の利用状況を見るに、導入・維持コストとの対比において未だ財政改革に十分に寄与しているとは言いがたいことから、利用促進に向けた各種啓発活動を強化する。

【事務処理体制の整備拡充】

平成20年度に新たなグループウェアを導入し、事務局内での運用を開始した。今年度はその活用の範囲を拡大し、事務局職員間にとどまらず司法書士会との情報共有の促進を図る等、本システムのより有効的な活用方法を検討する。

【連合会における情報システムの整備について】

個人情報保護等の要請、あるいは危機管理体制強化の必要性から、インターネット経由での情報漏洩を防止する等連合会内の一層の情報セキュリティ向上を図るべく、事務局内の事務効率への影響を勘案しつつ、WEBフィルタリング・メールフィルタリング等の導入及びセキュリティポリシーの検討を行う。

17. その他の常務

総務部門、財務部門、企画部門、司法支援部門、研修部門、広報部門において、上記事業の他、日司連事務執行規則第14条に定められた事業を行う。